

南砺市防災センター条例

(設置)

第1条 市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、南砺市消防団及び災害発生時における市の応急活動の拠点とするため、防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南砺市防災センター
- (2) 位置 南砺市天池99番地

(施設)

第3条 南砺市防災センター（以下「防災センター」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 防災ホール
- (2) 防災備蓄倉庫
- (4) 前2号の施設に付随した施設

(事業)

第4条 防災センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消防防災に関する啓発、指導及び会議の開催に関すること。
- (2) 南砺市消防団及び自主防災組織の育成に必要な訓練、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (3) 災害発生時に必要な食料の備蓄及び防災資機材の保管
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(防災センターの使用)

第5条 市長は、前条の事業の範囲内に限り、防災センターを市民の使用に供することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 防災センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、使用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 防災センターの施設又は附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 防災センターの施設の設置目的に反し、管理運営上不適當であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災センターの管理上特に支障があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用目的以外のことに使用し、又は使用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第9条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第10条 防災センターの使用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じて市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めるとき。

(原状回復)

第11条 使用者は、防災センターの使用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して職員の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、使用者が前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたと

きは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。